

砂川市訓令第14号  
令和4年3月29日

砂川市観光客受入環境整備費補助金交付要綱を次のように定める。

砂川市長 善 岡 雅 文

( 別 紙 )

## 砂川市観光客受入環境整備費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この訓令は、新型コロナウイルス感染症の影響により大幅に減少している観光客の来訪を促進するため、中小企業者が行う観光需要の回復に向けたWi-Fi環境の整備（以下「Wi-Fi整備事業」という。）に要する費用の一部を補助することに関し必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象者及び対象期間)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）で、市内において次の各号に掲げる業種のいずれかを営むものとする。

- (1) 菓子・パン小売業
- (2) 書籍・雑誌小売業
- (3) 飲食店（管理及び補助的経済活動のみを行う事業所並びに酒場・ビアホール及びバー・キャバレー・ナイトクラブ・スナックを除く。）
- (4) 旅館・ホテル（風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む事業者を除く。）

2 補助金は、前項の中小企業者が令和4年4月1日から令和5年1月31日までに市内で行ったWi-Fi整備事業を交付の対象とする。

### (補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条第2項の期間におけるWi-Fi整備事業に要する費用のうち、Wi-Fi設備の購入費及び設置費とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付の対象となる事業に対する国、北海道又は他の団体の制度に基づき交付を受ける補助金、助成金等がある場合の補助対象経費は、当該補助金、助成金等相当額を当該補助対象経費から差し引くものとする。

### (補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の3分の2以内とし、その限度額は30万円とする。

### (申請受付期間)

第5条 補助金の申請受付期間は、令和4年4月1日から令和5年1月31日までとする。

### (補助金の交付回数)

第6条 同一の中小企業者に対する補助金の交付は、1回限りとする。

(申請及び交付の方式)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、砂川市観光客受入環境整備費補助金申請書(別記第1号様式。以下「申請書」という。)に、次に掲げる書類を添付の上、市長に提出するものとする。

- (1) W i - F i 整備事業の実施状況がわかる書類等
- (2) W i - F i 整備事業の実施に要する費用の支払いの事実がわかる書類の写し
- (3) 砂川市観光客受入環境整備費補助金申請に係る誓約書兼承諾書(別記第2号様式)
- (4) 補助金の振込口座の番号がわかる金融機関の通帳の写し等の書類

2 市による交付は、申請者から通知された金融機関の口座に振り込むものとする。

(交付の決定)

第8条 市長は、前条第1項の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかに内容を審査し、交付を決定したときは、砂川市観光客受入環境整備費補助金交付決定通知書(別記第3号様式)により申請者に通知の上補助金を交付するものとし、不交付と決定したときは、砂川市観光客受入環境整備費補助金不交付決定通知書(別記第4号様式)により申請者に通知するものとする。

(交付等に関する周知)

第9条 市長は、本事業の実施に当たり、対象者の要件、申請の方法等の事業の概要について、広報その他の方法により中小企業者への周知を行う。

(交付決定の取消し等)

第10条 市長は、中小企業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金があるときは、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) この訓令の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (3) その他交付することが不相当と認められる事由が生じたとき。

(その他)

第11条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

(この訓令の失効)

2 この訓令は、令和5年1月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第7条第1項の申請を行った者に係る同条第2項及び第10条の規定は、同日以後もなおその効力を有する。

別記第1号様式（第7条関係）

砂川市観光客受入環境整備費補助金申請書

年 月 日

砂川市長様

郵便番号 〒

事業所所在地

屋号又は事業所名

代表者氏名

電話番号

砂川市観光客受入環境整備費補助金の交付を受けたいので、砂川市観光客受入環境整備費補助金交付要綱第7条第1項の規定に基づき、次のとおり申請します。

1 申請金額 金 円

2 添付書類

- (1) Wi-Fi整備事業の実施状況がわかる書類等
- (2) Wi-Fi整備事業の実施に要する費用の支払いの事実がわかる書類の写し
- (3) 砂川市観光客受入環境整備費補助金申請に係る誓約書兼承諾書（別記第2号様式）
- (4) 補助金の振込口座の番号がわかる金融機関の通帳の写し等の書類

別記第2号様式（第7条関係）

砂川市観光客受入環境整備費補助金申請に係る誓約書兼承諾書

私は、砂川市観光客受入環境整備費補助金の申請にあたり、下記のことを誓約及び承諾します。

記

- 1 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員。以下同じ。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であるとともに、今後、これらの者とならないことを誓約します。
- 2 補助金の交付後、砂川市観光客受入環境整備費補助金交付要綱第10条の規定により、対象条件に該当しなくなった場合は、交付を受けた補助金を返還することを承諾します。

年 月 日

事業所所在地

代表者氏名（自署又は記名押印）

別記第3号様式（第8条関係）

第 号  
年 月 日

様

砂川市長

砂川市観光客受入環境整備費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった砂川市観光客受入環境整備費補助金については、砂川市観光客受入環境整備費補助金交付要綱第8条の規定に基づき、次のとおり決定したので通知します。

1 支給決定額

\_\_\_\_\_ 円

2 振込予定日

年 月 日 ( )

別記第4号様式（第8条関係）

第 号  
年 月 日

様

砂川市長

砂川市観光客受入環境整備費補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった砂川市観光客受入環境整備費補助金については、砂川市観光客受入環境整備費補助金交付要綱第8条の規定に基づき審査した結果、次の理由により不交付となりましたので通知します。

不交付の理由